

令和6年度（2024年度）6月定例役員会配布物一覧

【チェック】最初に配布物/部数が正しくそろっているかご確認ください。
配布物の過不足、不明点がある場合は連合役員までお問合せください。

【チェック】

	① 校区連合自治会 6月度定例役員会議案書	各単位1部
	ごみ減量化推進委員委嘱書とパンフ（該当者7名のみ）	
	自治会活動保険について 7月度議題とします	

<全戸配布および回覧板>

	① 赤坂台中学校「学校」だより 6月号	回覧板数
	② 「ハロー113号」	全戸配布
	③ 令和6年度 肺がん・結核検診のご案内	回覧板数

<掲示物（掲示板）>

	① 「交番だより」6月号	掲示板数
	② 「七夕昼食会」のポスター	掲示板数

<その他>

2024 (R6) 年 6 月 16 (日)

地域会館 1・2 号室

1. 南区自治連合協議会から

(1) 堺市ごみ減量化推進委員への委嘱書の配布等 (7 人)。

(2) 堺市自治会活動保険 (パンフの配布) 7 月度議題にします



(3) 南区防災関連事業 (HP 参照)

・南区防災関連事業の実施について

・「小学生防災リーダー養成講座」参加希望者募集

参加希望者ありましたら、ご連絡ください (締め切り 7 月 5 日)

(4) 「安全・安心まちづくり」ポスターの募集 (HP 参照)



2. 校区連合自治会から

(1) 日赤活動資金の集金します、ご協力有難うございました。

(2) 「赤ふる」関連

・調査票等の提出 (模擬店・レンタル用品・協力者名簿・出演者)

(3) 「地域会館耐震診断報告書」を 6 月 5 日受領しました、堺市からの補助金 2,453,880 円を支払いました。

結論は、1 階部分に耐震補強工事が必要です、工事計画・施行に関して今後各単位自治会の協力が必要になりますのでよろしくお願いします。

来年度に工事を実施する場合は、今年 9 月頃までに基本計画を決めて、市の来年度予算に計上を要請する必要があります (耐震改修補助金約 1800 万円)。

加えて、前回の大規模改修から 14 年が経過し、大規模補修が必要な時期になりました (市の補助金は改修費用の 1/2 で 600 万円まで、連合自治会持ち 600 万円として) 1200 万円ぐらいを予定しています。

いずれにしても、まず改修計画をどうするか、自分たちで決めることが必要です。今後の議題といたします。

3. 各委員会より

(1) スポーツ推進委員会

・グランドゴルフ大会、6 月 12 日 (水) 29 名が参加し実施されました。

(市民オリンピック代表選抜戦)

・赤坂台ソフトボール大会、6 月 23 日 (日) 予備日: 7/14、赤中校庭

(市民オリンピック代表選抜戦)

・第 20 回南区ふれあいスポーツ大会、6 月 30 日 (日)

・堺市民オリンピック、10 月 14 日 (月・祝日) 開催予定

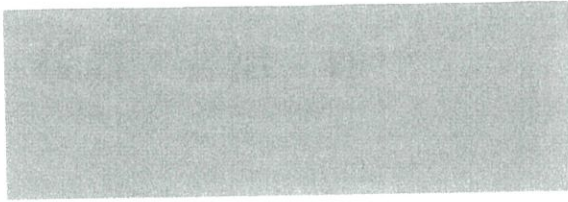
*その他

*次回定例会は、7 月 14 日 (日) 午前 10 時からです。



委 嘱 書

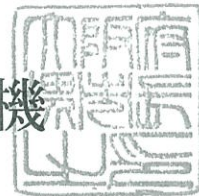
赤坂台校区



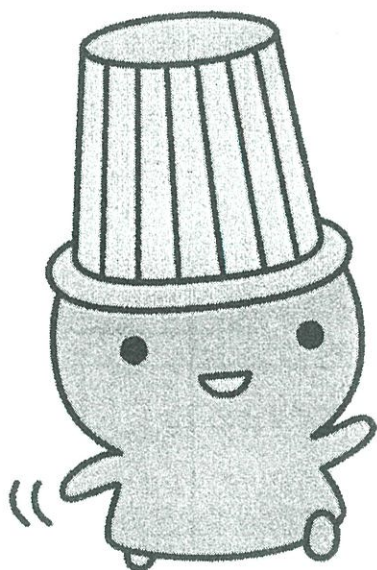
堺市ごみ減量化推進員を委嘱します
ただし令和7年5月31日までとします

令和6年6月1日

堺市長 永藤英機



ごみ減量化推進員 しおり



堺市環境マスコットキャラクター

△ーやん

各地域から「ごみ」の減量とリサイクルをすすめよう！

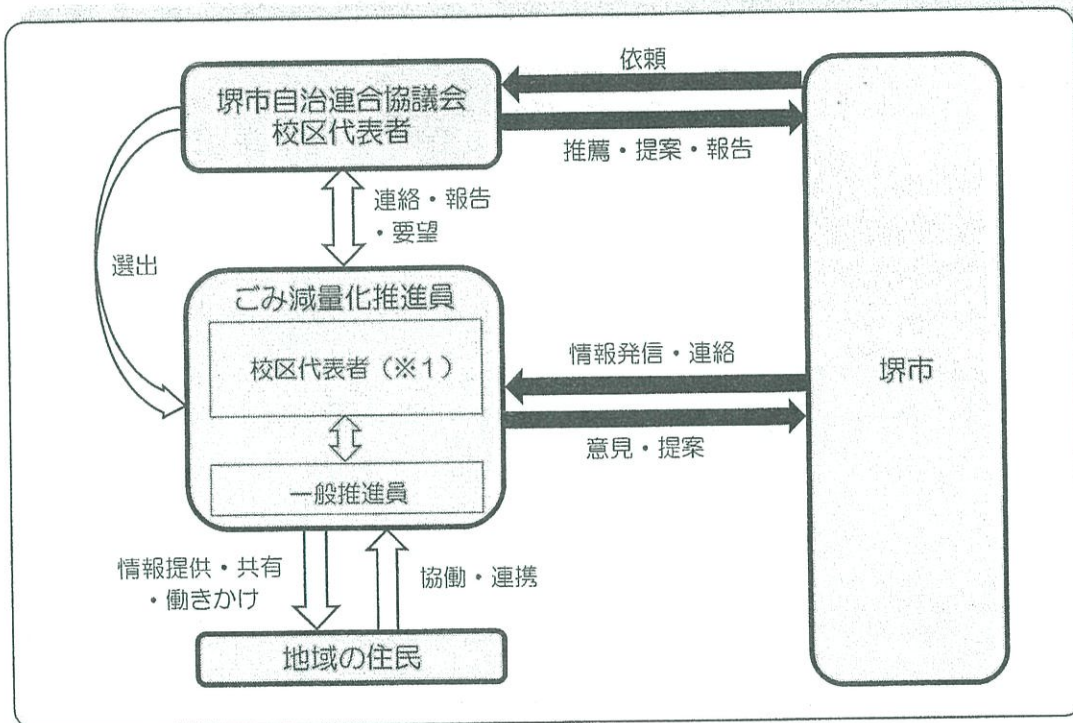
1. ごみ減量化推進員制度について

(1) ごみ減量化推進員 (=推進員) の設置目的

ごみ減量化推進員は、市が発信する情報を地域の皆さんに提供・共有するなど、地域の皆さんと市をつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量化とリサイクルを進めることを目的に設置しています。

(2) 堺市ごみ減量化推進員制度組織図

以下の組織図のように、各校区と市とが連携・協働して、ごみの減量化とリサイクルに取り組みます。



※1 校区代表者：各校区において、校区幹事や推進員を取りまとめる。

(3) 推進員の任期と任期中の主な流れ

【任期】令和5年6月～令和7年5月までの2年間

【2年間の主な流れ】

(校区代表者による推進員の推薦)

①市からの委嘱(委嘱書の受理) + 地域での活動開始

②市開催のイベント(予定)への参加

③「令和5年度・令和6年度堺市ごみ減量化推進員の活動報告書」の提出

<任期途中での推進員の変更について>

役員の改選等によって、任期途中で推進員を変更する場合があります。

令和6年3月頃に堺市から、ごみ減量化推進員の変更に関するご案内をいたします。

(4) 推進員の活動範囲

自己の居住する自治会

2. ごみ減量化推進員の活動内容

推進員の方には、地域におけるごみの適正排出と減量化・リサイクルを推進することを目的に、①「ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進」、②「ごみの分別収集と適正処理の展開」、③「その他ごみ減量化のために必要な事業の推進」に取り組んでいただきます。

具体的には、当該地域で、以下に例示する活動に取り組んでください。
活動はボランティアでお願いしております。

(1) 地域の皆さんとの情報共有

ごみの分別方法や4R運動について、地域の皆さんとの情報共有を行っていただきます。

【活動例】

① 資料の配付・回覧やポスター等の掲示

- ◆情報誌や回覧紙、連絡文書を作成し、各戸に回覧・配布する。
- ◆チラシやポスターを作成し、自治会館・集会所・ごみステーションなどに掲示する。



② 会議の開催

- ◆自治会館などで定期的に会議（講習会、会合等）を行い、ごみの出し方やステーションの利用方法について、取り決めや確認を行う。



③ 勉強会の開催

- ◆市の出前講座、講習会を利用して、自治会、子ども会、町会、各種サークルなどで、ごみの減量化や4Rに関する知識を深める。
- ◆市が発出しをしているDVDなどを視聴することによって、自治会、子ども会、町会各種サークルなどで、ごみの減量化や4Rに関する知識を深める。

④ 催しの実施

- ◆ごみを処理する施設や資源化する施設の見学会を開催する。
- ◆地域の皆さんで集まって、エコクッキングを行い、情報交換を行う。
- ◆校区イベントで、ごみに関する啓発ブースを設置する。
- ◆集団回収実施日に「子ども1日ごみ減量化推進員」を任命するイベントを行う。

⑤ 市が作成した資料の配布やツールの周知

- ◆市発行のガイドブックやチラシを各戸に回覧・配布する。
※必要なチラシがあれば、要望に合わせて作成することも可能ですので、市までご相談ください。
- ◆ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(裏表紙参照)を周知し、スマートフォンへのインストールを促す。
- ◆ムーやんTwitter (https://twitter.com/sakai_Muyan) (裏表紙参照)へのフォローを促す。

⑥ 地域の市民への直接的な啓発・指導

- ◆ごみステーション等を巡回し、適正排出がされているかの確認を行う。
不適正であった場合は、上記の①～⑤の方法によって、啓発や指導を行う。

※市では、ごみ減量化推進員の活動中の事故に対する傷害保険に加入しております。

【堺市自治会活動保険】保険の対象について

R6.6.7

堺市自治会活動保険の、保険の対象は次のとおりです。

<保険の対象>

「被保険者となる**自治会（※）**が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動」中、「自治会員」に不測の事故があり傷害や賠償責任を負った場合。

※自治会

- ①堺市自治連合協議会・区自治連合協議会・校区自治連合会・単位自治会
- ②自治会が便宜的に別の名称で活動している団体
(例) 校区自主防災会、赤十字奉仕団

- 自治会以外の各種団体（自治会の傘下団体や協力団体など）が実施する活動は保険の対象になりません。
- 自治会組織の一部（部会や委員会など）が実施する自治会活動は保険の対象となりますが、内容によっては個別の判断を要する場合があります。

堺市自治会活動保険 事故報告書

報告者	
報告日	年 月 日
団体名	
氏名（フリガナ）	()
負傷者又は賠償者との関係	本人 ・ 校区代表者 ・ その他 ()
住所	〒
日中の連絡先	〈自宅・携帯電話・勤務先〉 - -

地域活動中に事故が発生したので報告します。

事故の種類（該当に○）		損害賠償責任事故	・	傷害事故
活動者（負傷者又は賠償者） ※上記「報告者」と同じであれば記入不要	住所			
	氏名			
	連絡先			
所属団体	団体名			
	団体住所			
	活動内容			
事故の詳細など	当日の活動内容			
	発生日時	年 月 日 ()	午前 ・ 午後	時 分
	発生場所			
	発生時の状況 ※できるだけ詳しく記入してください。			
事故の目撃者又は 当日の事故を証明できる方 ※確認のためご連絡させていただく場合があります。	住所			
	氏名			
	活動者との関係			
	日中の連絡先	〈自宅・携帯電話・勤務先〉 - -		

※裏面も記入してください。

「損害賠償責任事故」又は「傷害事故」について記入してください。

損害賠償責任事故				
身体事故の被害者 又は 財物事故の所有者	住所			
	氏名 (フリガナ)		年齢 (身体事故の場合のみ)	歳
	連絡先			
身体 事故	身体の障害の内容			
	治療見込み期間			
	治療病院名		電話	- -
財物 事故	損壊物名称		損壊の程度	
	修理業者	電話： - -	損害見込額	

傷害事故	
傷病名	
傷病程度	入院 (年 月 日 ~ 退院見込 年 月 日頃) 外科手術 (有 · 無) 通院 (年 月 日 ~ 治癒見込 年 月 日頃) ※ 治癒が終了されている場合：通院合計日数 (計 日) ※ 治癒継続中の場合：現在の通院頻度 (月 / 週 日位)
医療機関名	電話： - -
	電話： - -

◆チェック欄 (個人情報の取扱いに関する事項)

ご確認の上、□にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	堺市及び保険会社が、堺市自治会活動保険の申請に関する個人情報を、適用の判断、損害賠償額算定の判断、保険金支払・保険引受の判断のために、医療機関、保険金請求・支払いに関する関係先、事故に関する関係先等に提供をすること、又は提供を受けること、その他業務上必要とする範囲で取得、利用、提供することに同意します。
--------------------------	--

※ 事故発生日を含め30日以内に提出してください。

※ 損害賠償事故において当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に市へ相談してください。

自治会活動保険のご案内

堺市自治連合協議会では、自治会員が自治会活動中の不測の事故により、負傷又は死亡した場合にかかる治療費等や、第三者の生命・身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任を補償する保険に加入します。

▶ 保険契約者

堺市自治連合協議会

▶ 被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員

※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

▶ 保険期間

令和6年7月1日～令和7年6月30日

▶ 保険料

自己負担はありません（堺市が全額負担）

▶ 対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動

<活動例>

・団体の運営に関する活動

会議、広報誌・回覧板等配布、掲示板へのポスター掲示など

・地域の安全・安心に資する活動

防犯パトロール、防災訓練、交通安全活動など

・社会福祉に資する活動

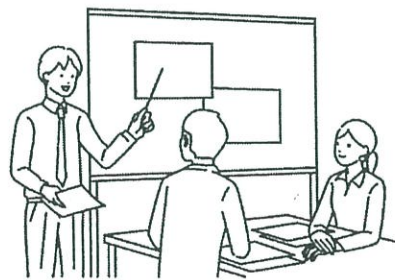
高齢者福祉活動、赤い羽根募金活動など

・環境美化等に資する活動

道路・公園等清掃活動、資源回収など

・地域コミュニティの醸成に資する活動

イベントや催しの運営・準備、文化活動、スポーツ活動など



※ 活動場所と自宅との往復途中の事故を含みます。

※ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ活動やだんじり祭り、ふとん太鼓は除きます。

堺市及び堺市教育委員会が別途契約する下記保険の対象となる活動を除く

地域の子どもの見守り活動保険、子ども110番の家活動保険、堺市自治会施設賠償責任保険

▶保険金の支払いの対象と保険金額等

(1)傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円 ※後遺障害については、障害の程度に応じ3%~100%の範囲内
②後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院 1 日につき 3,000 円 ※事故の日から 180 日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき	通院 1 日につき 2,000 円 ※事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院は除く。

(2)賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

保険金の種類	保険金額
①身体賠償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）
②財物賠償	1 事故 5,000 万円（限度額）

※保険金が支払われる費用項目

- ・被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ・保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解若しくは調定費用
- ・損害の防止、軽減のための有益な応急、緊急措置費用

▶保険の対象とならない事故

(1)傷害保険

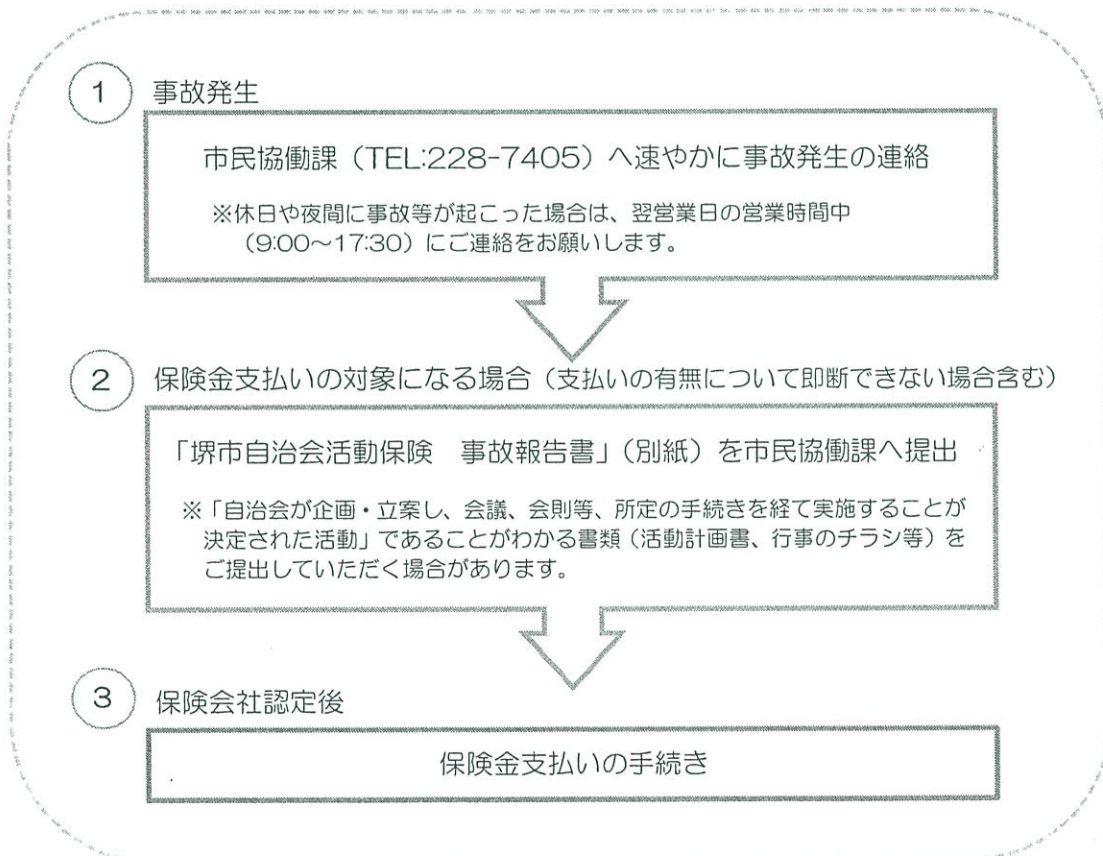
- *故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- *脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- *航空機の墜落又は自動車事故
- *頸部症候群（むちうち）又は腰痛で、他覚所見のないもの など

(2)賠償責任保険

- *施設の新築、改築、増築、修理等の工事に起因する賠償責任
- *自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- *給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他家事用器具から排出、漏えい又は氾濫する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- *屋根、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨又は雪により財物の損壊に起因する賠償責任 など

※ 上記は一例です。実際に事故が起きた場合、保険会社で対象の有無を判断します。

▶事故発生時の手続きの流れ



➤初期対応、事故連絡

■■ 初期対応 ■■

事故が発生した場合は、まずは慌てず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A.損害の発生および拡大の防止
- B.被害者の確認
- C.目撃者の確認
- D.必要に応じ救急車・警察へ連絡

■■ 事故連絡 ■■

以下について確認し、お手元にメモを取り市民協働課へすみやかにご連絡ください。

- ①事故発生の日時・場所
- ②被害者の住所・氏名
- ③事故状況（発生原因、損害状況など）

※休日や夜間に事故等が起こった場合は、翌営業日の営業時間中（9:00～17:30）にご連絡をお願いします

※ 損害の防止・軽減のための有益な応急・緊急措置費用を除き、保険金支払いについては事前に保険会社の同意を要します。

【証券番号】 5000428038
【保険契約者】 堺市自治連合協議会
【被保険者】 「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員
【保険期間】 令和6年7月1日～令和7年6月30日

【代理店】

株式会社 ティアタス

〒590-0946 堺市堺区熊野町東 1-1-7（ティアタスビル）
TEL：072-238-1925（受付時間：平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル：0120-373-953

【引受保険会社】

ニューインディア保険会社 大阪支店

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-6-27（ヨシカワビル）
TEL：06-6262-5471（受付時間：平日 9:30～17:00）

<お問い合わせ先>

堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）
TEL：228-7405/FAX：228-0371